

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省自動車局自動車情報課 電話番号： 03-5353-8563 e-mail: doi-y55pb@mlit.go.jp 国土交通省自動車局審査・リコール課 電話番号： 03-5353-8563 e-mail: sakimitsu-y297@mlit.go.jp ; terasaka-k2cj@mlit.go.jp 国土交通省自動車局整備課 電話番号： 03-5353-8563 e-mail: nonaka-h22r@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成27年3月12日	
規制の目的、内容及び必要性等	(1) 貨物自動車を中古で購入した場合等に受ける新規検査(中古新規検査)において、国への現車提示を不要とすることで、使用者の利便性の向上を図る。 (2) 「図柄入りの自動車登録番号標」の導入を契機に自動車登録番号標の再交付に係る所有者の選択肢を拡大することで、所有者の利便性の向上を図る。 (3) 回送運行許可証の有効期間を回送運行の許可の有効期間に一本化等することで、回送運行業者の事務負担の軽減、事業活動の円滑化を図る。 (4) 装置製作者等への報告徴収・立入検査を通じ、迅速かつ確実なリコールの実施を促進することで、自動車の使用における安全・安心の一層の確保を図る。 (5) 自動車の共通構造部の型式指定制度を導入し、型式指定における審査期間短縮等、更なる合理化を図ることで、より安全な自動車の普及促進を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	(1) 道路運送車両法 第7条、第94条の5 一時抹消登録中の自動車の新規検査における民間の業務範囲の拡大 (2) 道路運送車両法 第11条 自動車登録番号標の再交付に係る条件の緩和 (3) 道路運送車両法 第36条の2 回送運行許可制度に関する規制の見直し (4) 道路運送車両法 第63条の4 リコールの勧告等に係る報告徴収・立入検査制度の強化 (5) 道路運送車両法 第75条の2 共通構造部型式指定制度の創設
想定される代替案	(1) 全ての自動車の中古新規検査において、民間の整備工場で保安基準適合性審査を受ければ国への現車提示を省略可能とする。 (2) 特になし(自動車の所有者の希望に応じて自動車登録番号標の再交付を受けられるよう規制を緩和するものであり、代替案は想定できない。) (3) 回送運行許可の有効期間を廃止する。 (4) 装置製作者等に対して法令によらない報告徴収・立入検査を実施する。 (5) 従来の法律に基づき、型式指定の対象となる装置を拡充することで、自動車の型式指定制度における効率化を図る。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1) 新たな費用は発生しない。 (2) 再交付を申請する場合は自動車登録番号標の交付手数料の負担が発生する。 (3) 新たな費用は発生しない。 (4) 装置製作者等が報告徴収・立入検査に対応するための費用が発生する。 (5) 共通構造部の型式指定を申請する場合は手数料の負担が発生する。	(1) 新たな費用は発生しない。 (2) - (3) 新たな費用は発生しない。 (4) 装置製作者等が報告徴収・立入検査に対応するための費用が発生する。 (5) 多数の装置指定を取得するための費用が発生する。
(行政費用)	(1) ○民間の整備工場の監査コストが増大する。 (2) ○申請者が自動車の所有者であるかを確認するコストが発生する。 (3) 特になし。 (4) ○報告徴収・立入検査の実施に要する費用が発生する。 (5) ○申請に応じて共通構造部の型式指定を行う審査コストが発生する。	(1) ○民間の整備工場の監査コストが、改正案より大幅に増大する。 (2) - (3) 特になし。 (4) ○報告徴収・立入検査の実施に要する費用が発生する。 (5) ○多数の装置指定を行う審査コストが発生する。

	<p>(その他の社会的費用) (1) 特になし。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 特になし。</p> <p>(4) 特になし。</p> <p>(5) 特になし。</p>	<p>(1) ○構造等が変更される蓋然性が高い自動車についても民間の整備工場に構造等の変更の有無の確認を任せることで、自動車検査証記載事項に不備が生じ、基準不適合車両が運行の用に供される可能性が高まる。これにより安全性が阻害されるおそれが生じる。</p> <p>(2) -</p> <p>(3) ○更新や返納がなくなることで、回送運行許可番号標等の管理が不十分になり、不正使用されるおそれが高まる。 ○一度許可を受ければ検査や登録を受けることなく自動車を運行の用に供し続けることが可能となるため、道路運送車両法で規定する検査制度や登録制度の意義を没却させ、安全性が確保されていない自動車が道路上を走行する危険性が大幅に増す。</p> <p>(4) 特になし</p> <p>(5) 特になし。</p>
<p>規制の便益</p>	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>(1) ○貨物自動車の中古新規検査の際、現車提示が省略可能となることで、自動車検査独立行政法人に支払う手数料、運搬に係る費用が削減され、また、これらに伴う時間が短縮される。 ○国への現車提示が省略可能となることで、自動車検査独立行政法人による保安基準適合性審査の業務が微減する。</p> <p>(2) ○自動車の所有者の希望に応じて「図柄入りの自動車登録番号標」の交付を受けることが可能となることで、所有者の利便性の向上が図られる。</p> <p>(3) ○回送運行許可証の更新頻度が下がるため、回送運行業の許可に係る費用等が低減することにより、効率的な事業運営に資する。 ○回送運行許可証等の返納期間の延長により、これに伴う回送運行業者の負担が軽減する。 ○回送運行許可証の交付の審査や管理に係る行政コストが低減する。</p> <p>(4) ○リコールに必要な情報の収集能力強化によりリコールの実施が迅速・確実化する。</p> <p>(5) ○共通構造部の型式の指定を活用することにより、自動車の型式指定に係る審査において型式の指定を受けた共通構造部の審査が省略され、自動車の型式指定における審査期間の短縮や提出書面の削減が図られる。 ○共通構造部の型式指定は、国際協定に基づく相互承認に活用することが可能であり、自動車を輸出する場合において、自動車製作者等は海外で認証コストが低減する。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>(1) ○全ての自動車を対象に、中古新規検査の際の現車提示が省略可能となることで、自動車検査独立行政法人に支払う手数料、運搬に係る費用が削減され、また、これらに伴う時間が短縮される。 ○国への現車提示が省略可能となることで、自動車検査独立行政法人による保安基準適合性審査の業務が減少する。</p> <p>(2) -</p> <p>(3) ○回送運行許可証の更新が不要となるため、回送運行業の許可に係る費用等が低減することにより、効率的な事業運営に資する。 ○回送運行許可証の交付の審査や管理に係る行政コストが低減する。</p> <p>(4) ○リコールに必要な情報の収集能力強化によりリコールの実施が迅速・確実化され、自動車の安全性の向上及び環境保全に寄与するが、法令に基づかないものであるため、装置製作者等に拒否されれば、当該規制案に比べ便益は小さくなる。</p> <p>(5) ○自動車の型式指定に係る審査において、従来に比べ、多くの型式指定を受けた装置について審査が省略されることにより、自動車型式指定における審査期間が短縮される。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1) 自動車検査における民間の整備工場の業務範囲の拡大 ○改正案では、監督に係る行政コストが微増するものの、安全に係る社会的コストが増大することではなく、また、受検者及び独立行政法人の便益が増大するため、何も実施しない場合と比べると、改正案の便益は費用を上回ると言える。 ○代替案は、便益が改正案より大きい、監督に係る行政コスト及び安全に係る社会的コストも改正案よりも大きい。現行においても民間の整備工場による不正車検等の問題が依然として発生していることから、構造等が変更される蓋然性が高い自動車まで民間の整備工場に構造等の変更の有無の確認を任せるという急激な規制緩和による安全に係る社会的コストは便益を上回る可能性がある。以上のことから、改正案は代替案より適当である。</p>	

	<p>(2)自動車登録番号標の再交付に係る条件の緩和 ○何も実施しない場合と比べ、「図柄入りの自動車登録番号標」の導入を契機に自動車登録番号標の再交付に係る所有者の選択肢を拡大することで、所有者の利便性の向上を図るといふ便益は費用より大きいと考えられるため、改正する意義がある。</p> <p>(3)回送運行許可制度に関する規制の見直し ○何も実施しない場合と比べ、回送運行の許可の更新や許可証等の返納に係る負担を軽減するという便益があり、また、追加的な費用も生じないことから、改正する意義がある。 ○代替案は、許可の更新や許可証の返納に係る負担がなくなるという点で改正案より優れているものの、回送運行許可番号標等の管理が不十分になり、不正使用されるおそれ等が高まることから、社会的コストが便益を上回る可能性がある。以上のことから、改正案は代替案より適当である。</p> <p>(4)リコールの勧告等に係る報告徴収・立入検査権限の拡充 ○何も実施しない場合においては、全ての自動車製作者等に対して部品使用の有無を確認する費用が発生する上に、装置製作者等が回答しない可能性もあるが、本改正案においては、報告徴収等に係る一定の費用は発生するものの、リコール1件あたり平均約2.6万台についてリコールの迅速性・確実性が向上し、自動車の安全性の向上及び環境保全が促進されるという便益は、費用より大きいと考えられるため、改正する意義がある。 ○代替案と比較しても、報告徴収・立入検査を法令に基づかず実施するのであれば、装置製作者等に拒否された場合に情報の入手が困難になり、リコールの迅速性・確実性の便益が下回ることから、改正案は代替案より適当である。</p> <p>(5)共通構造部型式指定制度の創設 ○何も実施しない場合と比べ、自動車の審査の合理化により型式指定に係る審査期間の短縮や提出書面の削減が図られる。改正案により発生する行政コストに比べて、審査の合理化により申請者の便益の方が大きく、他の費用は発生しないことから、費用と便益の関係においても、これを実施することは十分に意義があるものである。 ○代替案と比較しても、改正案においては、複数の装置を一括して共通構造部として型式を指定することが出来るため、それぞれの装置について個々に型式を取得する代替案に比べ、改正案の方が効率的な制度運用が可能となるほか、国際協定に基づく相互承認による便益も見込まれる。以上のことから、改正案は代替案より適当である。</p>
有識者の見解その他関連事項	①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定) ②交通政策審議会「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」中間整理(平成27年2月)
レビューを行う時期又は条件	平成33年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。
備考	図柄ナンバー導入のための規制緩和による自動車の利便性向上、回送運行業者に対する規制緩和による事業の円滑化のほか、自動車の検査及び型式指定に係る審査の合理化並びにリコールの体制強化による自動車の使用における安全・安心の確保に資するものであるため、本法案における規制は有効である。